

地域のまち・絆づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 自治協議会制度発足より10年が経過し、超高齢社会への対応など新たな取り組みが求められる中、あらためて地域コミュニティによるまちづくりの推進と、それに向けた地域と行政の共働について検討するため、地域のまち・絆づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討委員会は、社会情勢の変化などに伴い深刻化する地域課題に、自治協議会を中心とする地域が柔軟かつ効果的に取り組むことができる環境づくりと支援の推進を図ることを目的として、今後の地域コミュニティと福岡市の共働のあるべき姿について討議し、参考となる意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、福岡市コミュニティ施策推進委員会委員及びその他検討に必要な有識者等をもって組織することとし、委員構成は別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 検討委員会委員の任期は、委員会の解散までとする。ただし、特別の事由のある時はこの限りではない。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

3 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第7条 検討委員会の事務局は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

別表

地域のまち・絆づくり検討委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属団体名・役職名等	分野	備考
青木 敏文	福岡市自治協議会等7区会長会（西区）	自治協議会	
石川 孝治	福岡市自治協議会等7区会長会（東区）	自治協議会	
石森 久広	西南学院大学法科大学院教授	学識経験者	委員長
大島 晶子	早良区保健福祉センター所長	行政機関	
木下 真裕	NPO 法人グリーンバード福岡代表	企業・NPO	
日下部 修	東区長	行政機関	
楠下 広師	福岡市自治協議会等7区会長会（中央区）	自治協議会	
角 博美	福岡市社会福祉協議会地域福祉部会部会長	地域活動実践者	
田代 倫子	南区長丘校区自治協議会監事	地域活動実践者	
田代 芳樹	西日本新聞社論説委員	報道機関	
十時 裕	福岡市地域活動アドバイザー	地域活動実践者	
中橋 庸介	福岡市自治協議会等7区会長会（南区）	自治協議会	
長柄 均	福岡市医師会副会長	地域医療	
西頭 敬一郎	福岡市公民館館長会会長	公民館	
日高 政治	福岡市PTA協議会会長	地域活動実践者	
平山 清子	福岡市自治協議会等7区会長会（博多区）	自治協議会	副委員長
森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長	地域活動実践者	
山口 繁実	福岡市自治協議会等7区会長会（城南区）	自治協議会	
結城 勉	福岡市自治協議会等7区会長会（早良区）	自治協議会	